

様

要 望 書

農業農村整備事業予算の確保並びに
東日本大震災からの再生・復興に関する要請について



ふくしまから
はじめよう。

平成27年11月5日

福島県土地改良事業団体連合会

会 長 車 田 次 夫

平成28年度農業農村整備事業予算の必要額確保 並びに東日本大震災からの再生・復興に関する要請について

日頃より、本県農業の早期再生並びに農業農村整備事業の推進につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故から、4年7ヶ月が経過し、津波被災地では、ほ場整備による本格的な農地の復旧・再生が始まったところですが、原発事故に伴う避難指示区域では、未だに農地の復旧に手をつけられていない状況にあります。

現在、国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農地中間管理事業や多面的機能支払制度などの農政の大改革を進めております。

3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、新たな食料自給率目標を設定すると共に、国内の食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力」を提示し、「強い農業」と「美しく活力のある農村の創出」を目指していく方針を打ち出しました。

これらの達成に向けて、農地利用集積の向上や水田のフル活用、多面的機能の維持・発揮を進めていくためには、農地や老朽化が進む農業水利施設の整備を進める必要があります。

また、農地利用集積が加速されるにつれ、農地や農業水利施設等の維持管理に係る担い手農家の負担増加が懸念されることから、その軽減を図ると共に、施設を維持管理する土地改良区における運営上の課題も、併せて解決を図っていく必要があります。

しかしながら、こうした整備に不可欠な農業農村整備事業関係予算は、平成22年度に大幅削減され、回復しつつあるものの、地域ニーズに応える規模に至っておらず一層の充実かつ安定的に確保することが求められています。

このような状況を踏まえ、国では平成28年度予算概算要求において、農業農村整備事業費を1,000億円増額(対前年度比27.9%増)とするとしております。

よって、現下の本県農業農村をめぐる情勢を踏まえ、以下について、強く要請すると共に、平成28年度予算の確保及び支援体制の充実をお願いするものであります。

記

《Ⅰ．農業農村整備関係》

1．平成28年度農業農村整備事業の予算確保について

(1) 担い手への農地集積・集約化と生産コストの削減を確実に進めるため、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の保全・整備等地域の特性に応じた生産基盤の推進に必要な平成28年度農業農村整備事業関係の当初予算確保を要望する。

加えて、国費充当率が著しく低い状況にある平成27年度予算の追加的な措置を要望する。

(2) 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備と、農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図る新たな農業水利システムの構築を推進できる予算確保を要望する。

(3) 老朽化が進行する農業水利施設の長寿命化、耐震化対策や集中豪雨による洪水・湛水被害防止対策など、農村地域の国土強靱化に向けた防災・減災対策を着実に推進できる予算確保を要望する。

2．多面的機能支払交付金制度の推進について

農業が有する多面的機能の維持・発揮のため、長寿命化にかかる資源向上支払も含め当該制度の円滑な推進に必要な予算を確保するとともに、地方負担に対して十分な財政措置を要望する。

3．農業水利施設の補修更新にかかる国営事業の計画的な採択について

農業水利施設の耐用年数は、用排水機場が20年、用排水路は40年、頭首工は50年と言われているが、土地改良事業による施設整備が本格的に行われた昭和40年代から50年代に造成された施設の大部分が耐用年数を経過したまま更新がされずに使用されており、維持管理費が増大するとともに、農業従事者の高齢化や後継者不在により維持管理にかかる労力も確保できなくなっている。

地域の営農を維持していくために今後10年間で農地の8割を担い手に集積しなければならない状況の中で、農業水利施設を計画的に更新して維持管理費と維持管理労力の低減を図っていかなければ、施設の老朽化に伴う事故が頻発するばかりでなく、数少ない担い手農家だけでは農業水利施設の維持が困難になり、営農を継続できない状況になることは明らかであることから、農業水利施設の補修や更新にかかる国営事業の計画的な採択を要望する。

平成28年度採択要望 「会津北部地区」

平成30年度採択要望 「雄国山麓地区」

平成31年度採択要望 「母畑地区」

4. 国営農地開発地区の農地集積推進にかかる制度創設について

平成26年度から、農地中間管理機構による農地集積が実施されているところであるが、初年度は、全国で国の目標面積の16%、福島県においても国の目標面積の12%となっており、2年目となる本年度からの本格的な農地集積の取り組みが求められている。

本県の場合、食料生産基地として整備された国営農地開発事業地区、併せて5千haの受益地を持つ、母畑地区、郡山東部地区、矢吹西部地区、雄国山麓地区の4地区が、今後6年から20年にわたる事業費償還を抱えており、10a当たり平均1万6千円の償還がネックとなって農地集積を推進できない状況にあることから、国営農地開発地区における農地集積を加速させるための「国営農地開発地区農地集積促進事業(仮称)」の創設を要望する。

制度概要：国営農地開発事業地区において、土地改良区が農地の「出し手」と「受け手」を調整し、農地中間管理事業を導入して農地を集積した場合、集積された農地に残る償還金相当額を促進費として土地改良区に交付する。

5. 国営事業償還金の利率の引き下げについて

利率については、土地改良法施行令において5%となっているが、政策金融公庫から借り入れれば1%程度であり、償還総額に大きな差が出る現状にあることから、国営事業償還利率の政策金融公庫の利率並みへの引き下げを要望する。

1億円を年5%複利で2年据置+15年償還→償還総額1億5,500万円

1億円を年1%複利で2年据置+15年償還→償還総額1億1,000万円

《Ⅱ. 東日本大震災関係》

1. 福島再生加速化交付金の予算の確保等について

本県における当該交付金の対象地域では、風評対策と地域農業の再生に必要な農業用ため池等の放射性物質対策やほ場整備等の早期実施が望まれているが、原発事故に伴う避難指示や除染の優先実施等により、事業計画策定や工事着工に遅れが生じている地域もあるため、平成28年度以降についても十分な実施期間の確保と必要な予算の確保を要望する。

2. 農業用ため池等放射性物質対策において発生する土壌等の取扱いについて

農業用ため池等放射性物質対策の実施において発生する土壌等については、除染により発生する土壌等と同様の取扱いをすることを要望する。

3. 農村地域復興再生基盤総合整備事業の予算の確保について

本県においては、原発事故に伴う避難指示や除染の優先実施等により、復旧復興の着手が大幅に遅延し、本事業についてもようやく着工に至った地区が多い状況となっていることから、平成28年度以降について十分な予算の確保を要望する。

福島県土地改良事業団体連合会

会 長	車 田 次 夫	(母畑地区土地改良区理事長)
副 会 長	山 田 忠 彦	(会津宮川土地改良区理事長)
副 会 長	渡 辺 一 成	(南相馬土地改良区理事長 ・鹿島町土地改良区理事長)
専務理事	櫻 田 浩 二	(学識経験者)
理 事	原 田 光 一	(福島市土地改良区理事長)
理 事	賀 藤 貞	(伊達西根堰土地改良区理事長)
理 事	佐 藤 源 市	(東和町土地改良区理事長)
理 事	本 田 陸 夫	(安積疏水土地改良区理事長)
理 事	鈴 木 義 孝	(三春町長、三春町土地改良区理事長)
理 事	野 崎 吉 郎	(矢吹町長、矢吹原土地改良区理事長・ 矢吹土地改良区理事長)
理 事	関 谷 亮 一	(白河市土地改良区理事長)
理 事	二 瓶 和 馬	(会津東部土地改良区理事長)
理 事	穴 澤 晃	(会津北部土地改良区理事長)
理 事	齋 藤 善 平	(阿賀川土地改良区理事長)
理 事	大 宅 宗 吉	(南会津町長)
理 事	遠 藤 雄 幸	(川内村長)
理 事	草 野 弘 嗣	(小川町土地改良区理事長)
総括監事	小 抜 勲	(須賀川市土地改良区理事長)
監 事	馬 場 有	(浪江町長、請戸川土地改良区理事長)
監 事	鈴 木 直 春	(布藤堰土地改良区理事長)